

人の運送をする不定期航路事業に係る運送約款

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この運送約款は、当社が行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。

2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。

3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。

(定義)

第2条 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条の小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部及び同法第83条の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に修学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。

2 この運送約款で「小児」とは、12歳未満の者及び12歳以上の小学生をいいます。

3 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室又は船内に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品

(2) 車いす（旅客が使用するものに限る。）

(3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）及び同法附則第3条の規定により「介助犬」又は「聴導犬」と表示しているもの

4 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。

第2章 運送の引受け

(運送の引受け)

第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回り品の運送契約の申込みに応じます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(1) 当社が第5条の規定による措置をとった場合

(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状

病原体保有者を含む。)又は新感染症の所見がある者

イ 泥酔者、薬品中毒者その他の乗船者の迷惑となるおそれのある者

ウ 重傷病者又は小学校に修学していない小児で、付添人のない者

エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者

(3) 旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

(4) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

(手回り品の持込み等)

第4条 旅客は、手回り品(第2条第3項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)を2個に限り、船室又は船内に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

(1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(2) 銃砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(3) 遺体

(4) 生動物(第2条第3項第3号に掲げるものを除く。)

(5) その他運送に不相当と認められるもの

3 当社は、手回り品が前項各号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、旅客又は第三者の立会いのもとに、当該手回り品の内容を点検することがあります。

(運航の中止等)

第5条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

(1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合

(2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合

(3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合

(4) 乗船者の疾病が発生した場合

(5) 使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合

(6) 官公署の命令又は要求があった場合

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金の額等)

第6条 旅客（自動車航走を行う場合にあつては、自動車航走に係る自動車の運転手を除く。）及び手回り品の運送の運賃及び料金（以下「運賃及び料金」という。）の額並びにその適用方法については、第3項から第5項までに定めるところによるほか、別に公示する運賃及び料金によります。

2 運賃及び料金には、旅客の食事代金は含まれていません。

3 次の各号のいずれかに該当する小児の運賃及び料金は、無料とします。ただし、指定制の座席又は寝台を1人で使用する場合は、この限りではありません。

(1) 1歳未満の小児

(2) 大人に同伴されて乗船する1歳以上の小学校に修学していない小児（団体として乗船する小児及び大人1人につき1人を超えて同伴されて乗船する者を除く。）

4 重量の和が20キログラム以下の手回り品の料金は、無料とします。

5 第2条第3項第2号及び第3号に掲げる手回り品の料金は、無料とします。

（運賃及び料金の收受）

第7条 当社は、営業所において所定の運賃及び料金を收受し、これと引き換えに乗船券を発行します。

2 当社は、旅客が船長又は当社の係員の承諾を得て運賃及び料金を支払わずに乗船した場合は、船内において乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。

3 自動車航送を行う場合であつて、当該自動車の運転者が2等船室以外の船室に乗船しようとするときは、当社は、当該船室に対応する運賃及び料金の額と2等運賃の額との差額を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。

第4章 旅客の義務

（旅客の禁止行為等）

第8条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

(1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。

(2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。

(3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。

(4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。

(5) みだりにタラップ、しゃ断機その他乗船者の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。

(6) みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。

- (7) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
 - (8) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
 - (9) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
 - (10) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。
- 2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船長又は当社の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。
- 3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、下船を命じることがあります。
- (手回り品の保管)

第9条 旅客は、船室又は船内に持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管しなければなりません。

第5章 賠償責任

(当社の賠償責任)

第10条 当社は、旅客が、船長又は当社の係員の指示に従い、乗船港の乗降施設（改札口がある場合にあつては、改札口。以下同じ。）に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

(1) 当社が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとったこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかつたことを証明した場合

(2) 当社が、旅客又は第三者の故意若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかつたことにより当該損害が生じたことを証明した場合

3 当社は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失、き損等により生じた損害については、当社又はその使用人に過失があつたことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

4 当社が第5条の規定による措置をとつたことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社は、これを賠償する責任を負いません。

(旅客に対する賠償請求)

第11条 旅客が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかつたことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

運航基準

令和5年6月24日
有限会社ネイチャーライヴ

目次	
第1章	目的
第2章	運航の可否判断
第3章	船舶の航行

くものとする。変更する場合も同様とする。（船長以外に乗組員がない場合を除く。）

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海配置
- (3) 狭視界航海配置
- (4) 荒天航海配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時間（起点及び終点相互間の所要時間）
- (4) 通航船舶が輻輳する水域
- (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図等に記入して航海の参考に資するものとする。
(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり経路とする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

	ケイマフリ号	ケイマフリ号II
速力区分	速力	速力
最微速	0.5ノット	0.5ノット
微速	1ノット	1ノット
半速	6ノット	6ノット
航海速力	12ノット	12ノット

2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

(特定航法等)

第9条 船長は、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法等の関係法令を遵守するとともに、各海域及び港内における特定航法、港長公示事項、漁業協同組合との協定事項等を守らなければならない。また、特に次の事項に留意すること。

- (1) 基準航路を航行中に操業中の漁船に接近した場合は、当該漁船の操業の妨げにならないよう十分注意して航行する。

(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者。）あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 予定航行時間の半分が経過した地点
- (2) 連絡事項
 - ① 通過地点名
 - ② 通過時刻
 - ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 - ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者。）は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港10分前となったときは、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

運航基準図

起 終 点 天売港・前浜漁港

航行距離 不定

所要時間 60~90分

44°28'15" N
141°17'32" E

天売島岸から2マイル以内の海域

2マイル 3.7km

天売港

天売島

前浜漁港

44°25'43" N
141°22'34" E

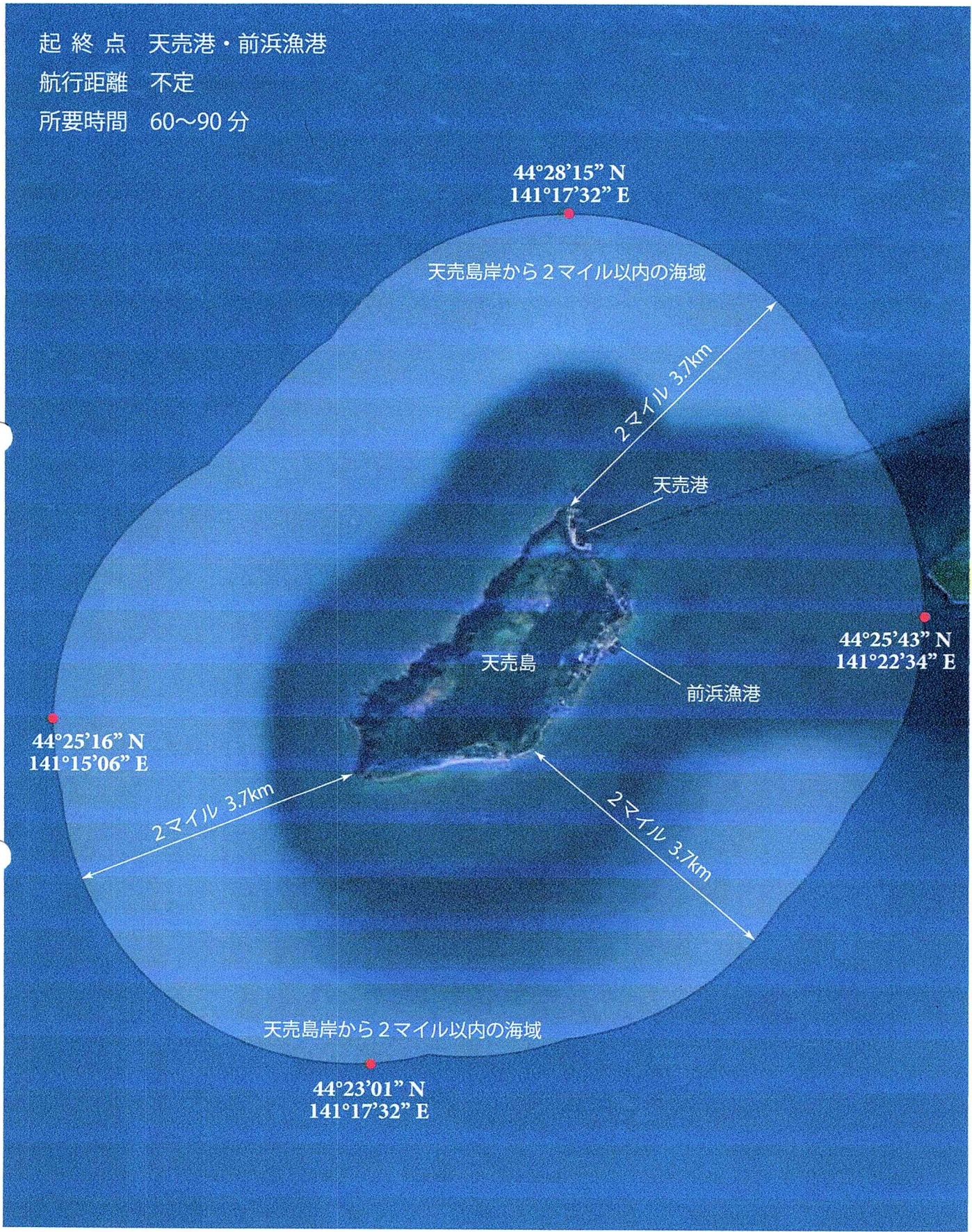
44°25'16" N
141°15'06" E

2マイル 3.7km

2マイル 3.7km

天売島岸から2マイル以内の海域

44°23'01" N
141°17'32" E



作業基準

平成19年5月15日
有限会社ネイチャーライブ

目次

第1章	目的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、天売島沿岸航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して（運航管理補助者が陸上作業員の業務を行っている場合は、運航管理補助者が自ら）陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

2 船長は、船内作業員を指揮して（船長以外に乗組員が乗船していない場合は、船長自ら。）、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 陸上作業員（運航管理補助者が陸上作業員の業務を行っている場合は、運航管理補助者。）又は船内作業員（船長以外に乗組員が乗船していない場合は除く。）は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業員（運航管理補助者が陸上作業員の業務を行っている場合は、運航管理補助者。）は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告（船長が運航管理者を兼任している場合を除く。）するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

2 離岸10分前になったときは、船内作業員（船内作業員を配置していない場合は、船長。）は舷門を開放し、陸上作業員（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者。）に旅客の乗船を開始するよう合図する。

3 陸上作業員（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者。）は旅客を乗船口に誘導する。

4 陸上作業員（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者。）及び船内作業員（船内作業員を配置していない場合は、船長。）は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理補助者及び船長に乗船旅客数を報告（船長が船内作業員の業務を行った場合は除く。）する。

(離岸作業)

第5条 運航管理者又は運航管理補助者は、離岸作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航の合図をさせる。）とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し（船内作業員を配置していない場合は、船長に連絡。）、陸上作業員を所定の位置に配置する。（陸上作業員を配置しない場合は、自らが配置につく。）

2 運航管理者又は運航管理補助者は、船長の指示により陸上作業員を指揮して（陸上作業員を配置しない場合は、自ら。）迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第6条 運航管理者又は運航管理補助者は、船舶の着岸時刻5分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。（陸上作業員を配置しない場合は、自らが配置につく。）

- 2 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して（陸上作業を配置しない場合は除く。）迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、運航管理者又は運航管理補助者は、作業員が（作業員を配置しない場合は除く。）係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
- 3 船内作業員（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者。）は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 4 乗組員又は船内作業員（船長しか乗組まない場合及び船内作業員を配置しない場合は、船長。）は、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。
（係留中の保安）

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップ（歩み板）等の乗降用設備の保安に十分留意する。

（下船作業）

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者。）及び船内作業員（船内作業員を配置していない場合は除く。）に合図する。

- 2 船内作業員（船内作業員を配置していない場合は、船長。）は、陸上作業員（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者。）と協力してタラップ等の乗降用設備を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告（船長が船内作業員の業務を行った場合は除く。）する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

事故処理基準

令和5年6月24日
有限会社ネイチャーライヴ

目次

- 第1章 総 則
- 第2章 事故等発生時の通報
- 第3章 事故の処理等

a	衝突	<ul style="list-style-type: none"> ① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） －船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） －船舶衝突の場合
b	乗揚げ	<ul style="list-style-type: none"> ① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水個所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故（行方不明を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	<ul style="list-style-type: none"> ① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者（船長が運航管理者を兼任し経営トップである場合は、運航管理補助者。）は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者。）は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

非常連絡表

